

令和6年度事業計画（案）

1 基本方針

平成26年8月豪雨による広島市周辺で発生した土砂災害、平成30年7月豪雨による広島県沿岸地域で発生した土砂災害はまだ記憶に新しいところですが、本年1月1日発生した能登半島地震では、多くの人命が失われ、建物の倒壊や火災、津波が発生し、地盤の隆起も確認されています。

災害が発生し、土地の位置や形状の把握が困難な状況になった場合、基本三角点等に基づかない測量により作成された「任意座標」による地積測量図では境界を復元すること不可能と考えられています。

私たち土地家屋調査士は、「不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家」として、高精度かつ標準化された世界測地系の国家座標による「災害に強い地積測量図」を作成し、かつ速やかに提供することを基本姿勢とし、地域に貢献できる職種でなければなりません。

また、基本三角点等が存しない地域において、世界測地系の国家座標による地積測量図を作成する場合、GNSS測量機を使用した測量が有効手段と考えられています。しかしながら、これまで価格が下がらなかったことから、多くの会員が保有できにくい環境であったと推察されます。

令和5年になり、ようやく安価な1級GNSS測量機が開発されたことから、基本三角点等が存しない地域においても、基本三角点等に基づく測量による地積測量図の作成が必要だということから、GNSS測量の普及を目指します。

次に、本年4月、不動産登記法が一部改正され、相続登記の申請が義務化されました。

このことに伴い、まだ多く存在すると思われる未登記建物の解消に向け、私たち土地家屋調査士が少しでも地域に貢献できるのではないかと考えています。

これからも、私たちは国民の不動産を守るとともに、国民に安心して生活していただける社会への一助となることが求められていると考えます。

そして、後世につながる土地家屋調査士制度の発展と国民に信頼され、国民に必要とされる土地家屋調査士を目指し、次の事業を行います。

- (1) GNSS測量の普及
- (2) 未登記建物の解消についての啓発
- (3) 会員の指導及び各種連絡事項の伝達
- (4) 財政の健全化の維持及び予算執行の適正管理

- (5) 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡
- (6) 土地家屋調査士制度の広報活動の充実
- (7) 公共・公益に係る事業に関する情報収集及び提供
- (8) 研修の企画・運営・管理

2 総務部

- (1) 会員の執務の指導
- (2) 連合会・関係官公署等の情報伝達並びに各種協議
- (3) 新入会員に対する入会時研修の実施
- (4) 会員への苦情に関する対応
- (5) 会則・規則等の規程の見直し
- (6) 土地家屋調査士法施行規則第39条の2への対応
- (7) 事務の効率化と事務局体制の充実

3 財務部

- (1) 会計処理の効率化・適正管理
- (2) 会員に対して書籍等の購入の斡旋
- (3) 国民年金基金及び各種保険についての加入促進

4 業務指導部

- (1) 会員の業務の改善進歩に関する指導及び連絡
- (2) オンライン申請への対応
- (3) 各種研修会への協力
- (4) 関係機関との業務に関する協議
- (5) GNSS 測量機の普及

5 広報部

- (1) 会報の編集及び発行（年2回）
- (2) ホームページの充実
無料登記相談会等の情報、活動報告の掲載
- (3) 土地家屋調査士とそれを取り巻く諸制度の広報活動
 - ア マスコミ媒体等を利用した広報活動の検討
 - イ 「ひろしま“ものづくり”技能検定」への協力
 - ウ 高校などへの一日出前授業、職業体験の受け入れ
- (4) 各種相談活動（公益活動）を通じての広報
 - ア 他士業との共催による「よろず相談会」の実施

- イ 無料相談会の検討及び実施
- (5) 未登記建物の解消についての広報活動
支部における固定資産税通知封筒等への広告に対する助成
- (6) IT 委員会
法務省地図 XML データ・GNSS 測量・その他 IT 技術の研究

6 社会事業部

- (1) 筆界特定制度に関する事項
 - ア 筆界特定制度に関する情報収集及び提供
 - イ 関係官庁との連携協議の実施
- (2) 筆界に関する民間紛争解決手続（ADR）に関する事項
 - ア ADR に関する情報提供
 - イ ADR 代理認定土地家屋調査士の活用支援
- (3) 公共・公益に係る事業の推進に関する事項
 - ア 専門家としての社会的貢献を図るための対応
 - イ 地図の作成及び整備に関する情報収集及び提供
 - ウ 空き家問題及び所有者不明土地問題に関する情報収集及び提供

7 研修企画部

- (1) 研修の企画・運営・管理
 - ア 全会員を対象とする一般研修会
 - イ 新入会員を対象とする入会時研修（研修規則第14条による研修）
 - ウ 新入会員を対象とする新人業務研修（研修規則第15条による研修）
 - エ 希望会員を対象とする特定研修
- (2) 研修記録（ビデオ）を利用した研修の実施
- (3) 土地家屋調査士 ADR 特別研修の受講促進
- (4) 研修会受講履歴の開示と出席率の向上

8 境界問題相談センター

- (1) 当センターの効率的で円滑な運営への取り組み
- (2) 当センターに関する広報への取り組み
- (3) 広島法務局筆界特定室及び広島弁護士会並びに各種関係団体との連携の促進
- (4) 当センターに関与する担当者への研修

9 資料センター

(1) 資料収集

効率の良い資料の収集

(2) 資料整理

迅速な資料整理への取り組み